知事指定薬物(令和5年6月21日石川県告示第249号)

1 知事指定薬物の名称等

No.	知事指定楽物の 通 称 名	一般名(告示名)	構造式
1	Etonitazepipne N-Piperidinyl Etonitazene	2-[(4-エトキシフェニル)メチル]-5-ニトロー1 -[2-(ピペリジン-1-イル)エチル]-1H-ベン ゾ[d]イミダゾール及びその塩類	
2	3-CPM 3- Chlorophenmet razine	(2R, 3R) - 2 - (3 - クロロフェニル) - 3 - メチルモルフォリン、(2S, 3S) - 2 - (3 - クロロフェニル) - 3 - メチルモルフォリン及びそれらの塩類	(2R,3R)-2-(3-chlorophenyl)-3-methylmorpholine (2S,3S)-2-(3-chlorophenyl)-3-methylmorpholine
3	4F-ABINACA 4F- ABUTINACA	N-(アダマンタン-1-イル)-1-(4-フルオロブ チル)-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及 びその塩類	The second secon

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物であって、県の区域内において濫用されるおそれがあり、かつ、 幻覚等の作用を有すると認められるものであるため

3 施行期日 令和5年6月22日